

被相続人 東京 太郎 法定相続情報

最後の住所
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

最後の本籍
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

出生 昭和8年9月10日

死亡 令和6年7月8日

(被相続人)

東京 太郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

出生 昭和40年10月11日

(長男)

東京 一郎

(申出人)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

出生 昭和41年11月12日

(二男)

東京 二郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

出生 昭和9年10月11日

(妻)

東京 花子

以下余白

作成日： 令和7年4月1日

作成者： 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 東京 一郎

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申 出 年 月 日	令和7年5月1日	法定相続情報番号	— —
被相続人の表示	氏 名 東京 太郎 最後の住所 ○○県○○市○○町○○番地 生 年 月 日 昭和8年9月10日 死亡年月日 令和6年7月8日		
申出人の表示	住所 ○○県○○市○○町○○番地 氏名 東京 一郎 連絡先 000-0000-0000 相続人との続柄 (長男)		
代理人の表示	住所(事務所) ○○県○○市○○町○○番地 氏名 法務 三郎 連絡先 000-0000-0000 申出人との関係 ☐ 法定代理人 ☐ 委任による代理人		
利 用 目 的	☐ 不動産登記 ☐ 預貯金の払戻し ☐ 相続税の申告 ☐ 年金等手続 ☐ その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	5 通 (☐ 窓口で受取 ☐ 郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	☐ 有 ☐ 無	(有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) ○○県○○市○○町○○番地	
申出先登記所の種別	☐ 被相続人の本籍地 ☐ 被相続人の最後の住所地 ☐ 申出人の住所地 ☐ 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。 東京法務局 支局・出張所 宛			
※受領確認書類 (不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。) 戸籍(個人)全部事項証明書 (通), 除籍事項証明書 (通) 戸籍謄本 (通) 除籍謄本 (通), 改製原戸籍謄本 (通) 戸籍の附票の写し (通) 戸籍の附票の除票の写し (通) 住民票の写し (通), 住民票の除票の写し (通)			

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付	受取

法定相続情報一覧表提出チェック表

～必ず用意する書類～

- ① 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本
 - ・ 出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本
- ② 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票
- ③ 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本
- ④ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
 - ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー
 - ◆ マイナンバーカードの表面のコピー
 - ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し）上記のいずれか一つ

～必要となる場合がある書類～

- ⑤ 各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し）
 - ・ 法定相続情報一覧表に相続人の住所を記載する場合
- ⑥ 委任状等
 - ・ 委任による代理人が申出の手続きをする場合
- ⑦ 被相続人の戸籍の附票
 - ・ ②の書類を取得することができない場合